

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 開発行為の許可の申請に係る協議等に関する事務を水道センター所長に委任することとします。
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行します。